

介護支援専門員意見書

H27.4.1改正
特別養護老人ホームわらび園

入所申込者氏名：_____

1 本人の状況

要介護度	5	4	3	2 ・ 1
認知症による不適応行動	非常に多い	やや多い	少しあり	なし

2 在宅サービスの利用度

在宅サービス利用限度額割合	60%以上	50%以上	30%以上	30%未満
---------------	-------	-------	-------	-------

3 主たる介護者・家族の状況

世帯の状況	単独世帯	高齢者のみの世帯	その他()	
主たる介護者の続柄	続柄()			
①主たる介護者の年齢	70歳以上	60歳以上	—	60歳未満
②介護者の障害・疾病	介護は困難	多少は介護	障害・疾病あるが介護は可能	なし
③介護者の就労	8時間以上 高齢で就労不能	4～8時間	4時間未満	なし
④介護者の育児・家族の病気	常時の育児看病	半日育児看病	臨時育児看病	なし
⑤他の同居介護補助者	ほとんどなし	随時あり	常時あり	—
⑥別居血縁者の介護協力	ほとんどなし	随時あり	常時あり	—
<u>主介護者・家族の状況についての緊急度とその判断理由。</u>	非常に高い	高い	やや高い	低い
(判断理由)※必ず記入して下さい。				

作成者所属		担当者		印
-------	--	-----	--	---

【作成上の留意事項】

1 「認知症による不適応行動」

認定調査における行動に関連する項目のうち

（「夜間不眠や昼夜が逆転している」・「1人で外に出たがり目が離せない」・「火の始末や火元の管理ができない」・「弄便行為等の不潔行為がある」・「異食行為がある」・「その他、介護や見守りが必要な行為」）

に関する項目に「ある」または「ときどきある」が1つ以上ある場合で

「非常に多い」・・・毎日ある場合/「やや多い」・・・週に1～2回以上ある場合

「少しあり」・・・月に1～2回程度ある場合

を目安に判断する。

2 「在宅サービスの利用度」

サービス利用票別表に基づく支給限度基準額に対するサービス利用額の割合をいう。

（サービス利用単位数/区分支給限度基準額単位数×100）

算定の期間については概ね3ヶ月を標準とし、平均利用割合により判断する。

算定の対象となるサービスは次のとおりとする。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護

通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与

小規模多機能型居宅介護

3 「②介護者の障害・疾病」

「介護は困難」・・・介護者が障害や疾病のため要介護者の排泄、入浴、移動、着替え、食事などのADL全般の援助が困難な場合

「多少は介護」・・・介護者が障害や疾病のため概ね2つ程度のADL援助ならばできる場合

「介護は可能」・・・介護者に障害や疾病があるがADL全般の援助・介護が可能な場合

・・・を目安に判断する。

※ 他の医療機関や入所施設等に現在入院(所)している申込者の評価基準算定は、原則として退院(所)後に予想される状況で判断する。
